

【認知症対応型通所介護事業所の料金表】

令和6年6月1日現在

認知症通所介護の介護報酬に係わる費用（利用者負担1割分）

項目		サービス1回あたりの料金				
①認知症対応型通所介護 7時間以上8時間未満	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	
	994単位	1,102単位	1,210単位	1,319単位	1,427単位	
	1,082円	1,199円	1,317円	1,435円	1,553円	
②加算	入浴介助Ⅰ	1日につき 40単位（44円）				
	個別機能訓練Ⅰ	1日につき 27単位（30円）				
	個別機能訓練Ⅱ	1月につき 20単位（22円）				
	若年性認知症受入	1日につき 60単位（66円）				
	口腔機能向上Ⅱ	1日につき 160単位（174円） 月2回を限度				
	科学的介護推進体制	1月につき 40単位（44円）				
	処遇改善(Ⅱ)	1月につき 算定単位数の17.4% ※実際には1ヶ月分の算定単位数で計算します。				
③減算	送迎減算	1月につき -47単位（-51円） ※片道につき				
④その他	給食費	1日につき （780円） ※介護保険対象外の費用となります。				
	教養娯楽費	1回につき （実費）				

※ 利用者負担額（1割）の算出方法

①②③の計算による1か月のサービス合計単位数×10.88円＝〇〇円（1円未満切り捨て）
 〇〇－（〇〇円×0.9（1円未満切り捨て））＝△△円（利用者負担額）

※ 10.88円は横浜市（2級地）の地域加算割合

【認知症対応型通所介護事業所の料金表】

令和6年6月1日現在

認知症通所介護の介護報酬に係わる費用（利用者負担2割分）

項目		サービス1回あたりの料金				
①認知症対応型通所介護 7時間以上8時間未満	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	
	994単位	1,102単位	1,210単位	1,319単位	1,427単位	
	2,163円	2,398円	2,633円	2,870円	3,105円	
②加算	入浴介助Ⅰ	1日につき 40単位（87円）				
	個別機能訓練Ⅰ	1日につき 27単位（59円）				
	個別機能訓練Ⅱ	1月につき 20単位（44円）				
	若年性認知症受入	1日につき 60単位（131円）				
	口腔機能向上Ⅱ	1日につき 160単位（348円） 月2回を限度				
	科学的介護推進体制	1月につき 40単位（87円）				
	処遇改善(Ⅱ)	1月につき 算定単位数の17.4% ※実際には1ヶ月分の算定単位数で計算します。				
③減算	送迎減算	1月につき -47単位（-103円） ※片道につき				
④その他	給食費	1日につき (780円) ※介護保険対象外の費用となります。				
	教養娯楽費	1回につき (実費)				

※ 利用者負担額（2割）の算出方法

①②③の計算による1か月のサービス合計単位数×10.88円＝〇〇円（1円未満切り捨て）
 〇〇－（〇〇円×0.8（1円未満切り捨て））＝△△円（利用者負担額）

※ 10.88円は横浜市（2級地）の地域加算割合

【認知症対応型通所介護事業所の料金表】

令和6年6月1日現在

認知症通所介護の介護報酬に係わる費用（利用者負担3割分）

項目		サービス1回あたりの料金				
①認知症対応型通所介護 7時間以上8時間未満	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	
	994単位	1,102単位	1,210単位	1,319単位	1,427単位	
	3,245円	3,597円	3,950円	4,305円	4,658円	
②加算	入浴介助Ⅰ	1日につき 40単位（131円）				
	個別機能訓練Ⅰ	1日につき 27単位（88円）				
	個別機能訓練Ⅱ	1月につき 20単位（66円）				
	若年性認知症受入	1日につき 60単位（196円）				
	口腔機能向上Ⅱ	1日につき 160単位（522円） 月2回を限度				
	科学的介護推進体制	1月につき 40単位（131円）				
	処遇改善(Ⅱ)	1月につき 算定単位数の17.4% <small>※実際には1ヶ月分の算定単位数で計算します。</small>				
③減算	送迎減算	1月につき -47単位（-154円） ※片道につき				
④その他	給食費	1日につき (780円) ※介護保険対象外の費用となります。				
	教養娯楽費	1回につき (実費)				

※ 利用者負担額（3割）の算出方法

①②③の計算による1か月のサービス合計単位数×10.88円＝〇〇円（1円未満切り捨て）
 〇〇－（〇〇円×0.7（1円未満切り捨て））＝△△円（利用者負担額）

※ 10.88円は横浜市（2級地）の地域加算割合

【介護予防認知症対応型通所介護事業所の料金表】

令和6年6月1日現在

介護予防認知症通所介護の介護報酬に係わる費用（利用者負担1割分）

項目		サービス1回あたりの料金	
①介護予防認知症対応型通所介護		要支援1	要支援2
7時間以上8時間未満		861単位	961単位
		937円	1,046円
②加算	入浴介助Ⅰ	1日につき	40単位（44円）
	個別機能訓練Ⅰ	1日につき	27単位（30円）
	若年性認知症受入	1日につき	60単位（66円）
	口腔機能向上Ⅰ	1月につき	150単位（164円）
	サービス提供体制Ⅱ	1回につき	18単位（20円）
	処遇改善（Ⅰ）	1月につき	算定単位数 の18.1%（約196円～） <small>※実際には1ヶ月分の算定単位数で計算します。</small>
			（円）
③減算			（円）
			（円）
④その他	給食費	1日につき	（800円） <small>※介護保険対象外の費用となります。</small>
			（円）

※ 利用者負担額（1割）の算出方法

①②③の計算による1か月のサービス合計単位数×10.88円＝〇〇円（1円未満切り捨て）
 〇〇－（〇〇円×0.9（1円未満切り捨て））＝△△円（利用者負担額）

* 10.88円は横浜市（2級地）の地域加算割合

【介護予防認知症対応型通所介護事業所の料金表】

令和6年6月1日現在

介護予防認知症通所介護の介護報酬に係わる費用（利用者負担2割分）

項目		サービス1回あたりの料金	
①介護予防認知症対応型通所介護		要支援1	要支援2
7時間以上8時間未満		861単位	961単位
		1,874円	2,091円
②加算	入浴介助Ⅰ	1日につき	40単位（87円）
	個別機能訓練Ⅰ	1日につき	27単位（59円）
	若年性認知症受入	1日につき	60単位（131円）
	口腔機能向上Ⅰ	1月につき	150単位（327円）
	サービス提供体制Ⅱ	1回につき	18単位（39円）
	処遇改善(Ⅰ)	1月につき	算定単位数の18.1%（約391円～） ※実際には1ヶ月分の算定単位数で計算します。
③減算			（円）
			（円）
④その他	給食費	1日につき	（800円） ※介護保険対象外の費用となります。
			（円）

※ 利用者負担額（2割）の算出方法

①②③の計算による1か月のサービス合計単位数×10.88円＝〇〇円（1円未満切り捨て）
 〇〇－（〇〇円×0.8（1円未満切り捨て））＝△△円（利用者負担額）

* 10.88円は横浜市（2級地）の地域加算割合

【介護予防認知症対応型通所介護事業所の料金表】

令和6年6月1日現在

介護予防認知症通所介護の介護報酬に係わる費用（利用者負担3割分）

項目		サービス1回あたりの料金	
①介護予防認知症対応型通所介護		要支援1	要支援2
7時間以上8時間未満		861単位	961単位
		2,811円	3,137円
②加算	入浴介助Ⅰ	1日につき	40単位（131円）
	個別機能訓練Ⅰ	1日につき	27単位（88円）
	若年性認知症受入	1日につき	60単位（196円）
	口腔機能向上Ⅰ	1月につき	150単位（490円）
	サービス提供体制Ⅱ	1回につき	18単位（59円）
	処遇改善(Ⅰ)	1月につき	算定単位数 の18.1%（約587円～） <small>※実際には1ヶ月分の算定単位数で計算します。</small>
			（円）
③減算			（円）
			（円）
④その他	給食費	1日につき	（800円） <small>※介護保険対象外の費用となります。</small>
			（円）

※ 利用者負担額（3割）の算出方法

①②③の計算による1か月のサービス合計単位数×10.88円＝〇〇円（1円未満切り捨て）
 〇〇－（〇〇円×0.7（1円未満切り捨て））＝△△円（利用者負担額）

* 10.88円は横浜市（2級地）の地域加算割合